平成25年検第100872～100874号住居侵入、窃盗被告事件（平成25年領第301号）　1. 外国硬貨10枚（一部ケースに在中）。2. ビニール袋２枚。3. 現金30,811円（一部ケースに在中）。4. スマートフォン１台。5. ルーペ１個。6. 指輪２個。7. ネックレス23本。8. ジャンパー３着。9. 手提げバック１個。10. タオルケット１枚。11. 毛布１枚。12. タオル１枚。13. 人形10個。14. 古銭１枚。15. 腕時計１個。16. きんちゃく袋１個。17. ブレスレット１本。18. ペンダントトップ１個。19. 財布１個。20. 置物５個。21. お守り１個

札幌地方検察庁検察官

平成23年検第748号出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反被告事件（平成23年領第1001号）　1. 現金795,988円。2. 小切手761枚。3. 約束手形146枚

## 有権者申出方

元当局所属公証人江川功の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成26年７月14日　東京法務局

元当局所属公証人松本信弘の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成26年７月14日　京都地方法務局

## 犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成26年７月14日　長崎地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　長崎地方検察庁　平成26年第１号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成26年７月14日

3　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成24年５月７日頃から平成25年５月30日頃までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

鐘ヶ江真らが種々の貸金業者名及び偽名(検察官が既に把握している貸金業者名等については、後記４⑴参照）で業として行った出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条第３項違反の罪のうち、法定の利率（１日当たり0.3％）を超える割合による利息を受領した行為（主な犯行態様については、後記４⑶を参照）。

4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　検察官が既に把握している貸金業者名等

ア　使用した貸金業者名

ハヤシ商事、ホンダ商事、イノウエ商事、モリ商事、ハヤシカブ、ホンダカブ、グッドイノウエ、ライフモリ、サンハロー

イ　使用した偽名

ハヤシ、ホンダ、イノウエ、モリ、サイトウ、フジサキ、タナカ、サトウ

⑵　利息等を受領するために使用された銀行等口座（五十音順）

| 銀行（支店）名 | 口座番号（記号番号） | 名義人 |
|---|---|---|
| 住信ＳＢＩネット銀行イチゴ支店 | 3995224 | オオヒガシ　ヒロコ |
| 住信ＳＢＩネット銀行イチゴ支店 | 2209131 | ヤブタ　トモヒロ |
| 住信ＳＢＩネット銀行ミカン支店 | 2010300 | アマザキ　サキコ |
| 住信ＳＢＩネット銀行リンゴ支店 | 3894181 | コバヤシ　ヒデト |
| 住信ＳＢＩネット銀行リンゴ支店 | 3971143 | トウドウ　キヌコ |
| 住信ＳＢＩネット銀行レモン支店 | 3988502 | ヤマシタ　チエコ |
| ゆうちょ銀行 | 17440-71855121 | エシロ　ユリコ |
| 楽天銀行サルサ支店 | 4378717 | ササキ　サヨコ |
| 楽天銀行ドラム支店 | 2640125 | トウドウ　キヌコ |
| 楽天銀行ドラム支店 | 3734913 | ミナミ　マサヒロ |
| 楽天銀行ピアノ支店 | 3052032 | イケザキ　トモエ |
| 楽天銀行ピアノ支店 | 3073161 | カンダ　ケンジ |
| 楽天銀行ピアノ支店 | 2660845 | クドウ　ヨシノブ |
| 楽天銀行ピアノ支店 | 2561448 | コバヤシ　ヒデト |
| 楽天銀行ピアノ支店 | 3727315 | コマツバラ　マコト |
| 楽天銀行ピアノ支店 | 3615592 | ムナカタ　アキトシ |
| 楽天銀行ピアノ支店 | 3440580 | ヨシダ　ススム |
| 楽天銀行リズム支店 | 4431606 | ヤナギ　タカヒロ |

⑶　主な犯行態様

ア　電話をかけて貸付けの勧誘を行い、これに応じた者に対し、借受人の預貯金口座への振込により貸付けを行う（利息は天引き）。

イ　貸付期間は、１週間又は10日間とし、利息を支払うことにより貸付期間を延長できる。

ウ　元金の返済や利息等の支払いは、上記４⑵記載の口座等へ振り込ませて受領する。

5　開始決定の時における給付資金の額　金1,431万３,000円

6　支給申請期間　平成26年７月14日から平成26年９月16日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁判所名　長崎地方裁判所

⑵　裁判年月日　平成25年10月22日

⑶　確定年月日　平成25年11月６日

⑷　被告人の氏名　鐘ヶ江　真

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、共犯者らと共謀の上、無登録で貸金業を営むとともに、法定の制限を超える高金利で貸し付けた金銭の利息を受領していたものであるが、上記各犯罪行為により得た現金を隠匿しようと企て、平成25年４月３日頃から同年５月30日頃までの間、多数回にわたり、各犯罪行為によって得た現金合計1,431万３,000円を福岡市内のマンション寝室に設置された被告人使用ベッドのヘッドボードとマットの隙間に入れて隠匿保管し、もって犯罪収益等を隠匿した。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒850―8560　長崎市万才町９番33号

長崎地方検察庁　被害回復事務担当

電話番号　095―816―3755

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（長崎地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（長崎地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。